

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 32(オ)469	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	所有権移転登記抹消登記手続等請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 36 年 5 月 30 日	原審裁判年月日	昭和 32 年 2 月 15 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 15 卷 5 号 1459 頁		

判示事項	買主が買戻の特約を登記した不動産を第三者に転売した場合における買戻権を行使すべき相手方。
裁判要旨	買主が買戻の特約を登記した不動産を第三者に転売しその登記を経由した場合は、最初の売主は転得者に対し買戻権を行使すべきである。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告代理人仙波種春の上告理由について。	
買戻約款付売買契約により不動産を買受けた者が約款所定の買戻期間中に更にその不動産を第三者に売渡し且つ右売買に因る所有権移転に付更に登記を経由した場合は、その不動産の売主が買戻権を行使するには、右転得者に対してこれを為すべきものであつて、この趣旨の大審院判例（大審院明治三八年（オ）第二三号、明治三九年七月四日第二民事部判決）を変更する必要がないから、これと同趣旨に出でた原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。	
よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。	
（裁判長裁判官 河村又介 裁判官 島保 裁判官 垂水克己 裁判官 高橋潔 裁判官 石坂修一）	

※参考：ジュリスト 192 号 166 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO439 頁